

2025年（令和7年）年3月15日

国家公安委員会

委員長 坂井 学 様
委員 横畑 裕介 様
委員 宮崎 緑 様
委員 竹部 幸夫 様
委員 野村 裕知 様
委員 秋吉 仁美 様

殺人事件被害者遺族の会（宙^{そら}の会）

会 長 小林 賢二
代表幹事 高羽 悟
（他 宙の会 遺族一同）

要 望 書

～巡回連絡の徹底について～

現在（2025年3月）殺人事件等の警察庁指定重要指名手配犯人は11人。うち一人は宙の会遺族事件（群馬県下一家3人殺人犯・小暮洋史）。犯人はどこかに隠れて住んでいます。

3年前、安倍元総理が凶弾に斃れました。報道によれば、犯人はマンションに居住し、事件の2年前ごろから近くの車庫を作業場にして拳銃を製造していたとのこと。

「犯人を見つけ」、「犯人の犯行兆しを把握」する対策として、巡回連絡の徹底こそが治安対策の要諦と考えます。

記

1 巡回連絡の根拠

① 警察法第二条に

「警察は、個人の生命・身体・及び財産を守ること」の責務が明記されており、

② 国家公安委員会規則『地域警察運営規則第5条』交番勤務は「立番・見張り・在所・警ら及び巡回連絡」と掲げられています。

2 巡回連絡の概要

警察庁の「巡回連絡実施要領」には、警察署長の責務として、効率的な巡回連絡に資するため、**地域警察官の受持区**を定め、巡回連絡実施時間の確保そして管内における巡回連絡が計画的に実施されていることを検証するとともに、進捗状況を把握して、巡回連絡の目的を遂行する。と明示されております。

その上で、具体的実施要領として、

- ① 巡回連絡は、**受持区内の全ての家庭、事業所等**について行う。
- ② 巡回連絡は、住民等に巡回連絡カードの作成を依頼し、又は住民等から必要事項を聴取して**受持警察官等**が自ら作成するものとする。
- ③ 巡回連絡の実施回数は、
 - ・ 一般家庭等、定住性のある対象は 2年に1回以上
 - ・ アパート、貸家等、転出入者の多い対象は 半年に1回以上
 - ・ 事業所等は 年に1回以上

3 宙の会要望・意見

上記の巡回連絡は、慣習法としての警察法に基づく、我が国の治安維持の根底を為す、国民の生命・身体・財産を守る要諦と考えます。

最近の報道記事では、「昨年10月の警察庁アンケートでは、76・6%の人が『過去10年の間に治安が悪くなった』と過去の調査で最悪の結果と記されておりました。

宙の会は、令和4年7月8日安倍元総理が凶弾に斃れた際、第2・第3の同様事件の未然防止の観点から、巡回連絡の徹底について、警察庁を管理する国家公安委員会宛、DNAの法制化要望書の追伸の形で意見を表明致しました。しかし、令和5年4月15日岸田前総理襲撃事件が発生しました。

いずれも、居住住宅であるマンション（近くの車庫含む）・一般住宅において拳銃及び爆発物を製造した犯行でした。

結果論ですが、上記の巡回連絡を規則どおり徹底していれば、受持ち警察官は犯人と直接または家族をとおして面談の機会がありました。その時の言動・態度から不審点の察知及び隣近所の方からの相談等兆しの把握と共に、面談したことによる犯行断念のチャンスもゼロではなかったのではないかと推察しています。

他方、逃亡犯人が50年間名前を変えてアパート居住や海外逃亡の犯人が逮

捕の3年前に国内に戻っていた、また11年間偽名で女性とアパートで暮らし病死した父子殺人犯等、巡回連絡が徹底していればと思われるケースがあります。

現在、逃亡中の小暮洋史をはじめ、警察庁指定の重要指名手配犯人14人は、いずれかのところで住んでいます。

かつて、極左暴力集団の事件が相次いだころ、またオウム真理教事件が相次いだとき、警察の巡回連絡制度は徹底していたと警察関係者からも住民の方からも伺っております。

巡回連絡の実態把握という成果は数字には表れないと思いますが、犯罪抑止そして犯人検挙という点では、我が国の治安維持の大きな警察力と考えます。

現象面の発生対策に力点を置くことに理解しつつも、火のないところに煙は立たずの例えのごとく、原点を抑える巡回連絡制度の、地道な警察活動を領導する国家公安委員会に期待を致します。

以上